

鹿屋市国土強靱化地域計画

鹿児島県鹿屋市

令和2年8月策定

令和3年4月改訂

目次

第1章 市国土強靱化地域計画策定の趣旨、位置付け

1 市国土強靱化地域計画の趣旨	1
2 市地域計画の位置付け	1
3 計画期間	3

第2章 基本的な考え方

1 基本目標	4
2 事前に備えるべき目標	4
3 基本的な方針	5

第3章 市の地域特性及び災害リスク

1 地域特性	6
2 災害リスク	8

第4章 脆弱性評価

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	14
2 脆弱性評価結果	16

第5章 市地域計画の推進方針

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針	17
2 指標	17

第6章 市地域計画の推進と不断の見直し

1 他の計画等の必要な見直し	18
2 市地域計画の進捗管理	18

- ・ 脆弱性評価結果.....別紙1
- ・ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針.....別紙2
- ・ 指標.....別紙3

第1章 市国土強靱化地域計画策定の趣旨、位置付け

1 市国土強靱化地域計画の趣旨

我が国は、東日本大震災や西日本豪雨など度重なる大規模自然災害により、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的損失を受けてきた。

本市においても、勢力の強い台風や局地的集中豪雨による人的被害、住家被害など自然災害による被害が顕在化するとともに、桜島火山による大正噴火級の大規模噴火への警戒のほか、近年、南海トラフ、種子島東方沖、鹿児島湾直下を震源とした地震への備えが喫緊の課題である。

本市においては、これまでに取り組んできている防災・減災対策の取組を念頭に、今後の本市の強靱化に関する施策を、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、大規模な自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築に向けた本市の強靱化を総合的、計画的に推進するために鹿屋市国土強靱化地域計画（以下「市地域計画」という。）を策定するものである。

2 市地域計画の位置付け

国においては、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を施行し、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。

また、この基本法に基づき、平成26年6月には国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定し、その後、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会情勢の変化等を踏まえ、平成30年12月に計画の見直しが行われた。

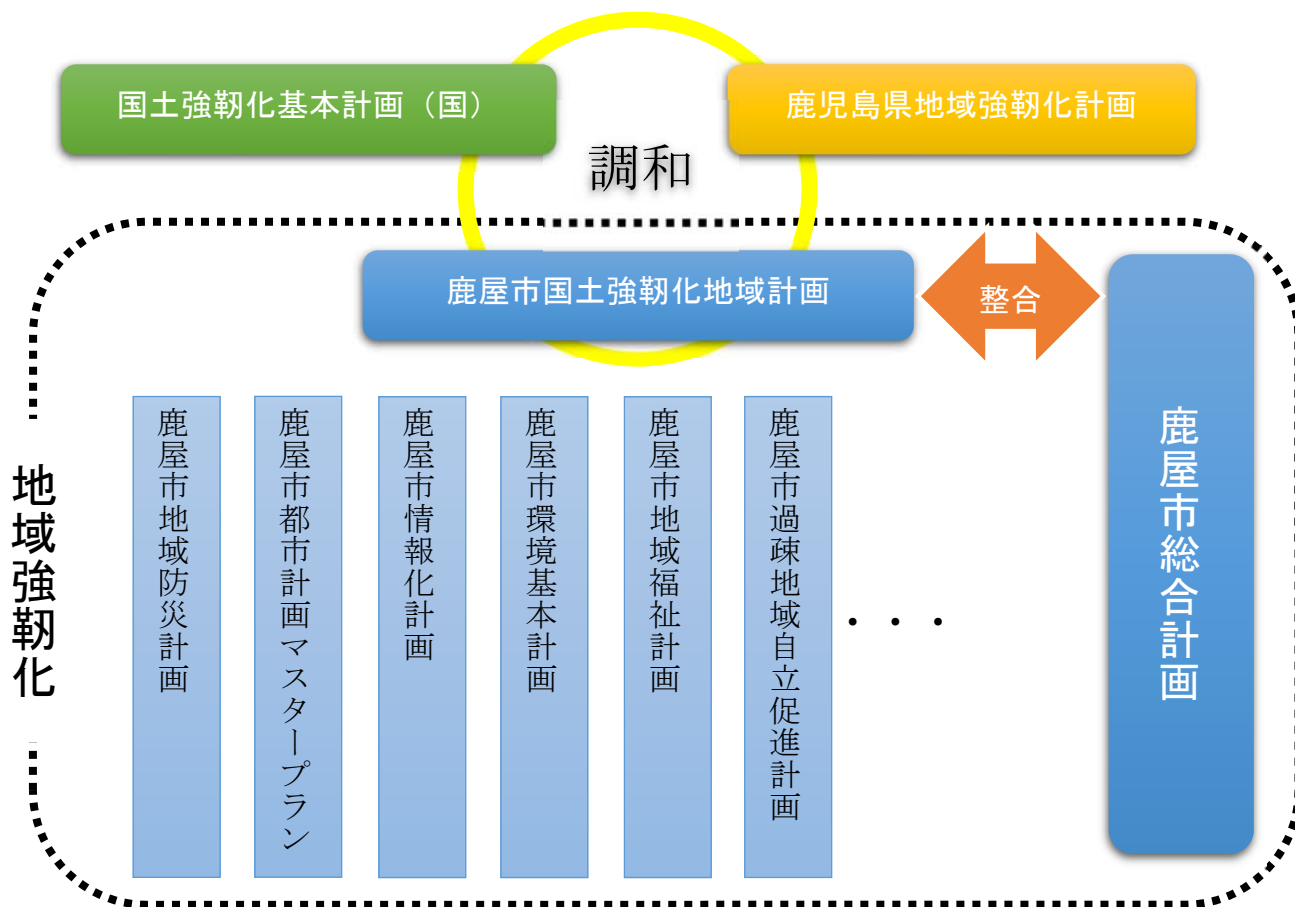
鹿児島県においては、県の強靱化に関する施策を、国全体の国土強靱化施策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進する指針として「鹿児島県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を平成28年3月策定し、令和2年3月には国基本計画の見直し等を踏まえ、県地域計画に基づき実施される関連事業について、達成目標、実施内容等を明示し、計画に位置付けることで「施策の見える化」を推進するなど県地域計画を見直し、地域強靱化の歩みの加速化・深化を図ることとしている。

市地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国基本計画及び県地域計画との調和を図りつつ、鹿屋市総合計画（以下「市総合計画」と

いう。)との整合を図るとともに、地域強靱化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となるものである。

このため、市総合計画や鹿屋市地域防災計画など本市の全ての関連計画で、地域の強靱化に係る部分については、本計画が指針等となり、今後、それらの計画の見直しを行う際には、地域の強靱化に係る必要な施策を位置づけ、具体化し、地域の強靱化を確実に推進する。

鹿屋市国土強靱化地域計画のイメージ



3 計画期間

市地域計画の計画期間は、令和2年度から令和7年度までとし、内容については、国基本計画に準じて概ね5年ごとに見直すこととする。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

計画期間	令和2年度から令和7年度まで【6年間】
------	---------------------

第2章 基本的な考え方

基本法第14条においては、国土強靱化地域計画は国基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、原則として国基本計画における目標に即して設定することと規定されている。

このため、市地域計画の目標については、「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

1 基本目標

いかなる災害等が発生しても以下の4つを基本目標として、本市における「強さ」と「しなやかさ」をもった安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「地域強靱化」を推進する。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

上記4つの基本目標を達成するため、国基本計画を踏まえ、本市における地域強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

- (1) 直接死を最大限防ぐ。
- (2) 救助、救援、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない。
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留るとともに、早期に復旧させる。
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- (8) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

3 基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

(1) 地域強靱化の取組姿勢

- ・ 市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証したうえで取り組むこと。
- ・ 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること。
- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ・ 既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減し、効率的に施策を推進すること。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ・ 防災マップや住民説明会等を活用することにより、防災対策の周知を行い市民への日常的な防災意識の向上に努めること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努めること。
- ・ 女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等に十分配慮して施策を講ずること。
- ・ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図ること。

第3章 市の地域特性及び災害リスク

1 地域特性

(1) 地形・地質等

本市は、鹿児島県の東部、大隅半島のほぼ中央に位置し、肝属郡錦江町、同肝付町、同東串良町、曾於郡大崎町、曾於市、霧島市、垂水市と隣接しており、市西部は鹿児島湾（錦江湾）に面した海岸線が延長約19km続いている。

面積は約448 k m²で、市域は東西約20 k m、南北約41 k mに広がっており、鹿児島県総面積の約5%を占めている。

また、高隈山地に源を発する肝属川沿い一帯は、シラス土壌で盆地を形成しながら市街地を貫き、南東へ流れ串良川と合流し、志布志湾に注いでいる。一般的にシラス、ボラなどの火山灰土壌で形成されている上、急傾斜地、がけ地などが多く、雨期には災害が多く発生している。

(2) 気象概況

気候は、過去5年間（2015年～2019年）における本市の気温は、夏季最高気温 35.9℃、冬季最低気温－8.0℃、平均気温 17.8℃で、温暖な気候に恵まれており、一般的に温暖多雨であるが、山間部では平均気温は低く、昼夜の寒暖の差が激しく霧深い状況にある。

2019年の年間降水量は2,537mmで、5月～7月にかけて最も多く、この時期で年間降水量の52%を占めている。また、7月に吉ヶ別府の観測地で1時間雨量81mmを記録するなど、集中豪雨の局地化が見られる一方で、干ばつの害を受けることもある。夏から秋にかけての雨は、台風・雷雨に伴う一時的な豪雨が多く、梅雨期の豪雨とともに多くの災害を起こす要因となっている。

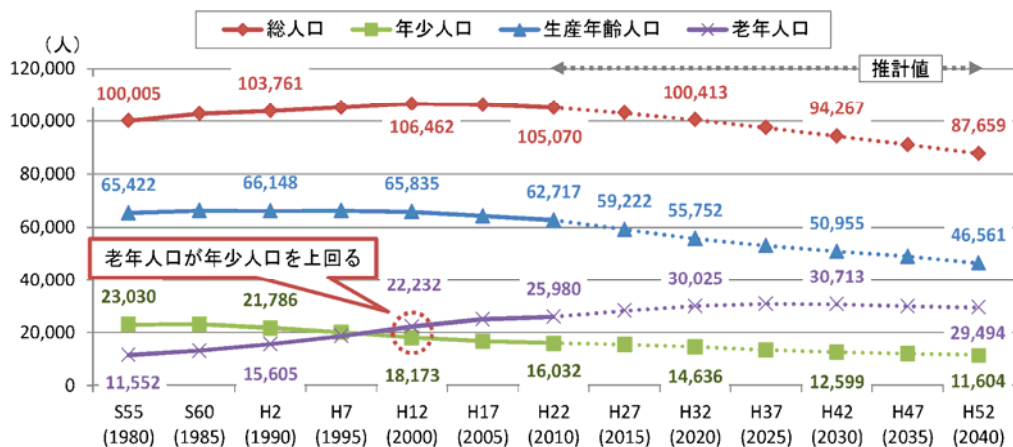
(3) 人口（将来推計）

本市の人口は、2015年の国勢調査では、10万3,608人である。将来の人口は、今後も減少が続くものとみられ、鹿屋市人口ビジョンにおいて、2040年には87,659人となり、9万人を下回ると予測している。

また、年少人口（14歳以下）、生産年齢人口（15歳～64歳）、老年人口（65歳以上）の年齢3区分別人口では2000年以降、年少人口及び生産年齢人口は減少し続ける一方、老年人口は一貫して増加傾向にある。

高齢者人口割合が高くなるにつれ、災害発生時の共助による減災対策や災害からの早期復興が難しくなる懸念があることから、ソフト的な対策も含めた総合的な防災対策に取り組む必要がある。

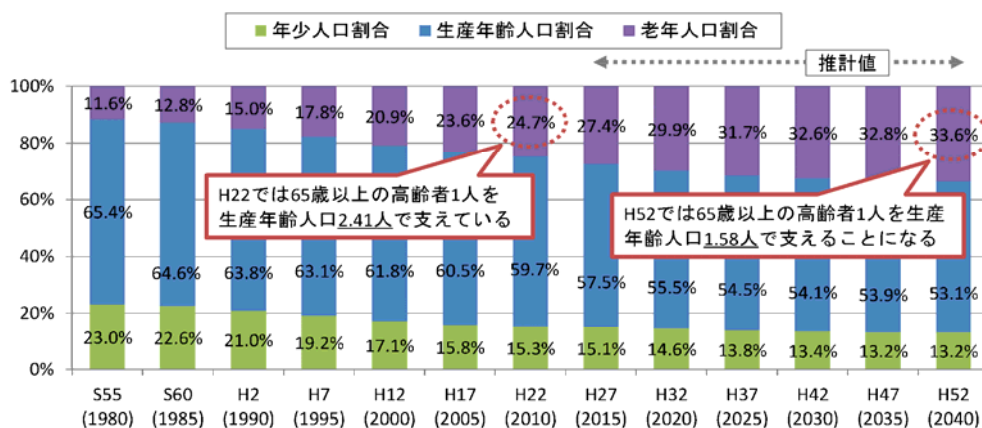
〔年齢3区分別の人口の推移〕



資料：平成 22（2010）年までは総務省「国勢調査」、平成 27（2015）年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（H25.3.27 公表）」（以下も同様）

注：平成 22（2010）年までの総人口には年齢不詳を含むため、年少人口・生産年齢人口・老年人口の合計と総人口は一致しない。

〔年齢3区分別人口割合の推移〕



出典：鹿屋市人口ビジョン

2 災害リスク

(1) 風水害・土砂災害

本市の過去の気象災害のうち、特に被害が大きいのは大雨及び台風である。

この最大の原因としては、5月～7月にかけて年間降水量の約半分を占めるような大雨が降ることが多く、九州の南部に位置する本市は、台風の通り道にあり、勢力が強い段階で猛威にさらされやすいことである。

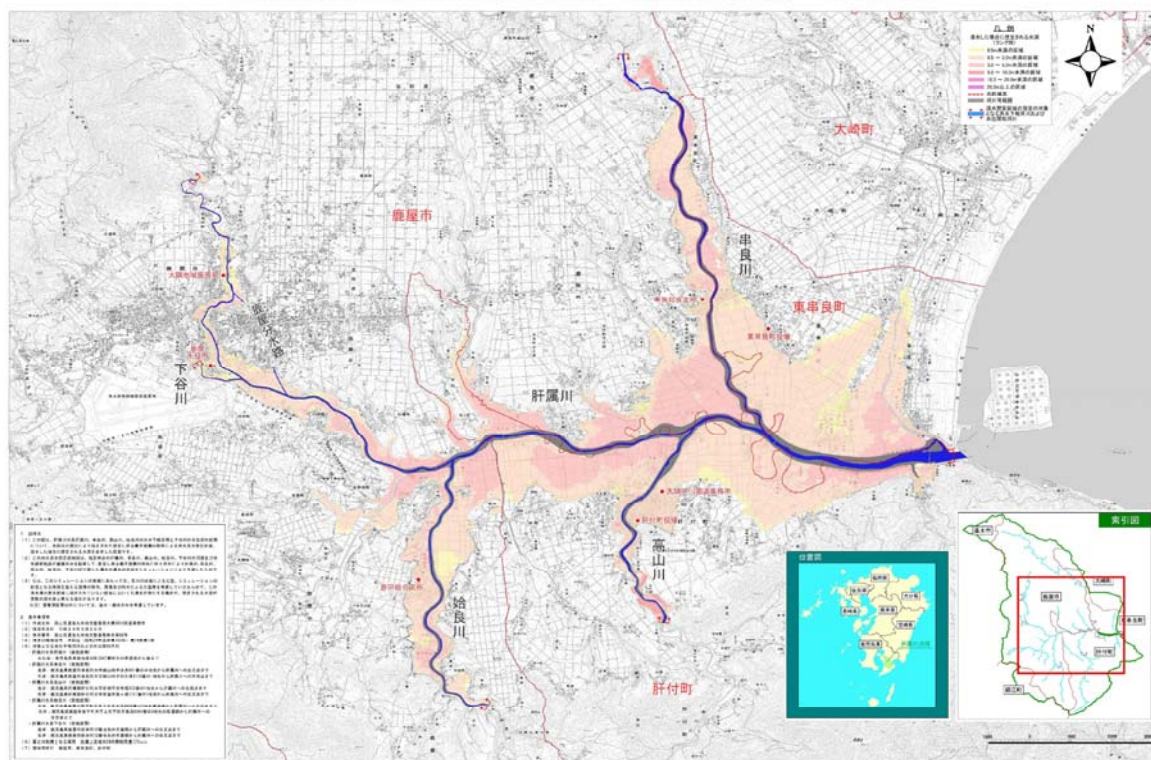
また、本市並びに大隅地方は水に対して極めて弱いシラス、ボラなどの火山灰土壌が多くを占める上、急傾斜地や肝属川をはじめとする主要な河川が流れる地形地質など、自然的な地勢条件が大雨による水害及び山腹崩壊、土砂災害を受けやすい条件にある。

(災害リスク)

本市においては、豪雨による河川の氾濫、外水・内水被害、土砂災害、がけ崩れ、法面崩壊など、想定し得る最大規模の豪雨を想定した肝属川水系洪水浸水想定を災害リスクとして位置付ける。

このほか、近年における既往の風水害のうち、人的被害、建物被害、停電、断水、孤立集落など大規模な被害が発生した平成28年9月19日～20日の台風第16号による大雨・暴風、また、建物等被害に加え長期間に渡り多くの住民が避難した令和元年6月30日～7月4日の大雨と同程度の規模の災害事例を参考に想定する。

肝属川水系洪水浸水想定区域図（想定最大規模）〔総括版〕



出典：大隅河川国道事務所 提供資料

＜災害総括表＞

項 目		台風第16号 平成28年9月19日～20日	大雨 令和2年6月25日～7月13日
気象概要		<ul style="list-style-type: none"> 最大瞬間風速 鹿屋農業高等学校 38.3m/s 総降水量 各地で172mm～341mm 	<ul style="list-style-type: none"> 総降水量 各地で889mm～1,709mm 最大河川水位 王子橋4.31m 豊栄橋5.44m 始良橋3.80m 俣瀬橋4.65m
人的被害		負傷者8名 (軽症6名、重傷2名)	なし
避難状況		98世帯 137名	187世帯 277名
建物等 被害	全壊	4棟	32棟
	大規模半壊	—	8棟
	半壊	2棟	38棟
	準半壊	—	115棟
	一部破損	4棟	86棟
	床上浸水	49棟	30棟
	床下浸水	46棟	152棟
	橋梁被災	8橋 (流失6橋、損壊2橋)	なし
	法面崩壊等	335箇所	393箇所
被害額		約64億円	約23億円
断水状況		62世帯	374世帯
停電状況		約36,000世帯	なし
孤立世帯		57世帯	なし

(2) 地震・津波災害

鹿児島県本土は、九州地方でも比較的有感地震の発生が少ない地域であり、地震による大規模な災害の記録がない地域である。

しかしながら、本市に最も大きな被害をもたらすものと想定されている種子島東方沖地震、東海から九州にかけて広範囲に影響の及ぶ南海トラフ地震、このほか鹿児島湾直下をはじめとした直下型地震の可能性も否定できないことから、今後、大きな災害を引き起こす地震が発生することも十分考えられるため、平常から地震災害に備える体制を整えておくことが必要である。

■ 本市における想定津波高及び到達時間

想定地震	マグニチュード	最大震度	津波高	到達時間
種子島東方沖	8.2	6弱	2.21m	104分
南海トラフ 【西側】	9.1	6弱	3.2m	81分
鹿児島湾直下	7.1	6弱	2.36m	32分

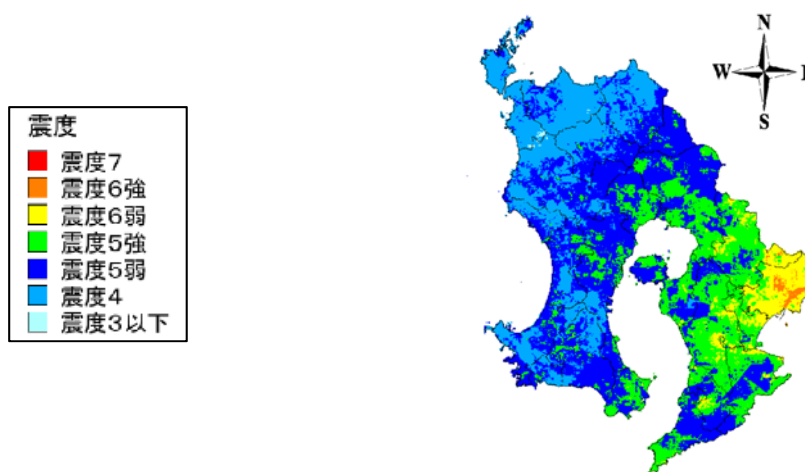
出典：鹿児島県 提供資料

(災害リスク)

本市においては、死者・負傷者が発生し、多くの建物が全壊・半壊の被害を受けるなど、想定地震の中で最も大きな被害をもたらすものと想定される種子島東方沖地震を災害リスクとして位置付ける。

種子島東方沖地震

規模：種子島東方沖を震源とするマグニチュード8.2の地震



出典：鹿児島県 提供資料

■ 種子島東方沖地震による本市の被害想定

項 目		被害想定結果	本市の被害の概況
建物被害	建物棟数	43,600棟	<ul style="list-style-type: none"> 市内の建物のうち、約2,700棟が全・半壊する。
	全壊棟数	470棟	
	半壊棟数	2,200棟	
火災被害		無し	<ul style="list-style-type: none"> 延焼火災の危険性は少ないと想定される。
人的被害	死者	10人	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後、市中心部周辺は、徒歩帰宅者があふれる可能性がある。 避難者は被災1週間後が最大となる。
	負傷者	90人	
	重傷者	50人	
	避難者数	1,400人 (被災1日後) 3,200人 (被災1週間後) 1,700人 (被災1ヶ月間後)	
ライフライン被害	上水道	断水率16%	<ul style="list-style-type: none"> 各地で断水が起こる。
	下水道	機能支障率3%	<ul style="list-style-type: none"> 機能支障が発生した場合、水洗トイレが使用不可となる。
	電力	停電一部地域	<ul style="list-style-type: none"> 一部地域において停電が発生すると想定される。
	固定電話	不通回線一部地域	<ul style="list-style-type: none"> 一部地域において回線の混雑が1週間から10日程度続く可能性がある。
	ガス	供給停止率2%	<ul style="list-style-type: none"> 一部地域において供給停止戸数が発生すると想定される。

項目	被害想定結果	本市の被害の概況
道路被害	70箇所	・津波が川を遡上することに伴い氾濫する。
物資(食料)需要量	3,100食 (被災1日後) 5,800食 (被災1週間後) 1,800食 (被災1ヶ月間後)	・物資(食料)需要量は被災1週間後が最大となる。
災害廃棄物等発生量	10万トン未満	・災害廃棄物及び津波堆積物は、それぞれ10万トン未満と想定される。
孤立する可能性のある集落数(集落)	3集落	・岳野(輝北町)、瀬戸野(上高隈町)、有武町
被害額	530億円	・主な被害額は、建物380億円、資産80億円交通60億円である。

※ 鹿屋市における被害は、鹿児島県の「地震等災害被害予測調査」をもとに想定

(3) 火山災害

大正3年1月12日に起きた桜島の大正噴火は、溶岩や大量の軽石・火山灰を降らせたほか、地震、津波、地盤沈下、土石流なども発生し、桜島を中心に死者・行方不明者58人、負傷者112人、全焼家屋2,148戸、全倒家屋113戸の被害が発生した。

本市においても、大量に噴出した軽石・火山灰が、西寄りの風に乗って輝北地区や高隈地区を中心に大量に降り注ぎ、最も多いところでは1m以上降り積もった。

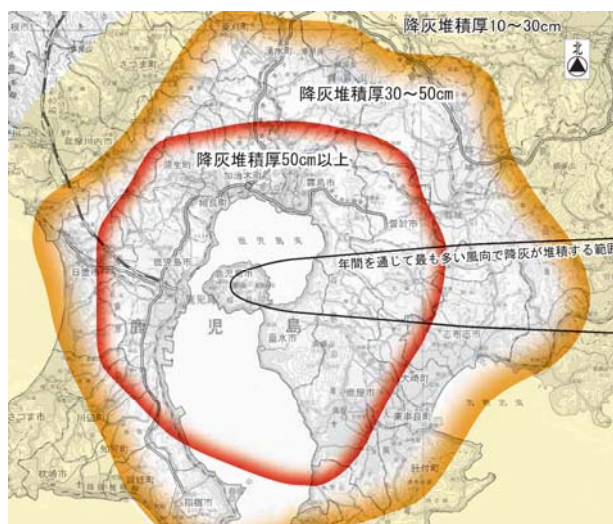
火山灰が厚く覆ったところでは、道路が各所で不通となったほか、河川の上流では土石流や泥流による土砂災害が、中・下流では異常な土砂流出による河床上昇と氾濫による河川災害が頻発した。

また、爆発音は九州と四国のほぼ全域で確認され、本市においても窓ガラス破損等空振に伴う被害がみられた。

現在、桜島のマグマの蓄積は、2020年代に大正噴火が起こる前のレベルまで戻るといことが推定されており、大正噴火級の大規模噴火への警戒が必要である。

(災害リスク)

本市においては、桜島が大規模噴火に伴い大量の火山灰が覆ったことにより、土石流や泥流による土砂・河川災害の頻発、火山灰が排水を妨げ路面が泥状化したことによる通行障害及び空振に伴う被害等、桜島の大正噴火級の大規模噴火を災害リスクとして位置付ける。



出典：大隅河川国道事務所ホームページより引用

■ 本市における想定降灰量

想定噴火	降灰地区	降灰量
大正噴火	輝北・高隈地区を中心とした市内全域	30cm～50cm以上

第4章 脆弱性評価

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本市で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本市の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる34の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救援、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	物流機能等の大幅な低下
		5-4	食料等の安定供給の停滞
		5-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能の停止
		6-2	交通インフラの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次被害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃
		7-6	農地・森林等の被害による市域の荒廃
		7-7	戦時中に掘られた防空壕の崩落等による災害の発生

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資源の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

2 脆弱性評価結果

34の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本市が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を別紙1のとおり行った。

第5章 市地域計画の推進方針

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第4章2の脆弱性評価結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を別紙2のとおり定めた。

2 指標

推進方針で示した本市の主な取組の進捗状況を把握するための指標を別紙3のとおり設定した。

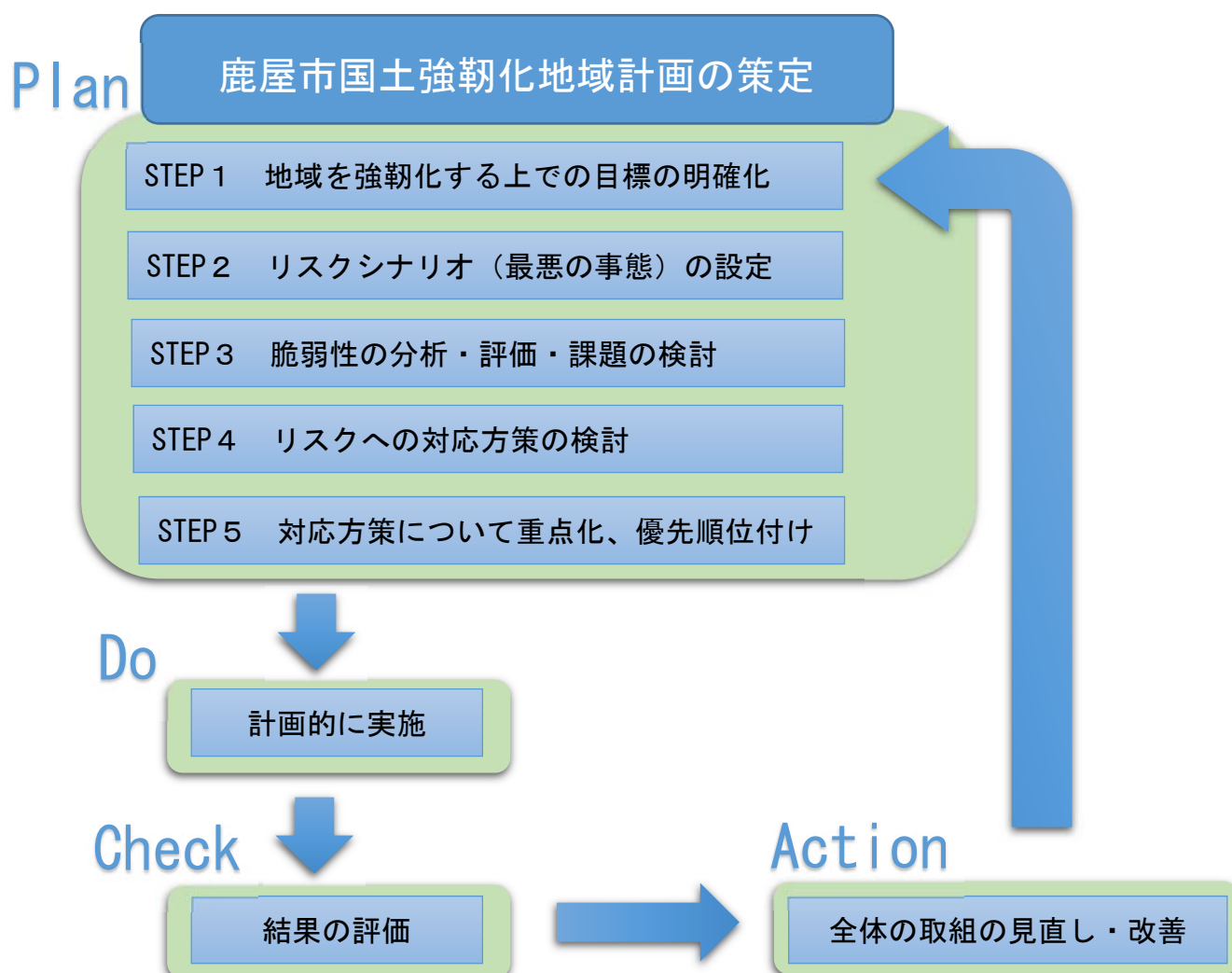
第6章 市地域計画の推進

1 他の計画等の必要な見直し

市地域計画は、地域の強靱化の観点から、市における様々な分野の計画等の指針となるものである。このため、市地域計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

2 市地域計画の進捗管理

市地域計画の進捗管理は、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況等を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。



鹿屋市国土強靱化地域計画

令和2年8月

鹿屋市 市民生活部 安全安心課

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号

TEL:0994-31-1124 FAX:0994-43-2001

E-mail:anzen@city.kanoya.lg.jp

【脆弱性評価】

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

①（住宅・建築物等の耐震化）

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する必要がある。

また、大規模地震時に滑動崩落の可能性がある大規模盛土造成地の場所を特定し、宅地造成に伴う災害に対する住民等の理解を深める必要がある。

②（公共施設等の耐震化）

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

③（多数の者が利用する建築物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。

④（沿道建物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

①（防火対策の推進）

大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。

②（公共空間におけるオープンスペースの確保）

大規模地震等が発生した場合、住宅密集地において大規模火災が発生し多数の死傷者が発生するなどの被害が想定されるため、災害時の延焼遮断帯や避難路、避難場所

の役割を担う道路・公園等のオープンスペースを確保し、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

1-3広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

①（避難場所等の確保、避難所の耐震化等）

広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されるため、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める必要がある。

②（水門等の効果的な管理運用）

大規模津波等が発生した際に水門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定されるため国等と連携を図りながら、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。

③（津波避難計画等の住民周知等）

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがあるため、津波浸水想定周知や防災マップの配布など津波避難対策の住民周知等を促進する必要がある。

④（災害時における道路等の整備）

災害時の緊急輸送を円滑に行うため、東九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道220号等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。

⑤（道路啓開等の取組）

大規模地震等が発生した場合、電柱や家屋等の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図る。

⑥（防災拠点の整備）

防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

1-4突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

①（治水対策の推進）

近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や浸水対策の整備推進を図る必要がある。

②（防災情報の提供）

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、市ホームページ等による住民への広報に努めていく必要がある。

また、洪水による災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、防災マップなどを住民に周知する等、ソフト対策を推進する必要がある。

1-5大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

①（土砂災害対策の推進）

近年、気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加、さらには地震の多発に伴って、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。市内の急傾斜地等における整備率は未だ低い状況であるため、人命を守るための急傾斜地崩壊対策等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

②（がけ地等に近接する危険住宅の移転促進）

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する必要がある。

③（治山事業の促進）

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害の恐れのある山地災害危険地区について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

④（警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知）

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や市ホームページ等による広報に努めていく必要がある。

⑤（防災拠点の整備）〔再掲1-3-6⑥〕

防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

⑥（桜島大規模噴火時の大量軽石火山灰対策の推進）

大正大噴火規模の噴火が発生し、かつ市街地側にも大量の軽石火山灰の降下があった場合、住民等の生命だけでなく生活への影響も計り知れないことから、大規模噴火時における軽石・火山灰対策について、予防時から応急対策時、復旧時における対策を講ずる必要がある。

また、火山灰が山地に堆積すると、少ない雨で土石流や洪水が多発するおそれがあり、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

さらに、空振による被害の可能性があり、対策を講ずる必要がある。

⑦（噴火警戒レベルの運用等の避難体制強化）

桜島の火山災害対策については、噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作成・配付などの対応が図られているところであり、今後とも避難体制強化のための対応策を進める必要がある。。

⑧（地域防災力の向上と人材育成）

豪雨、地震等により、同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

⑨（遺体の収容、処理、埋葬）

大規模な災害が発生した場合、多数の死者が発生することが予想されることから、遺体の処理等を適切に行う必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

①（水道施設の耐震化）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

②（物資輸送ルートの確保）

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

③（災害時における道路等の整備）〔再掲1-3-④〕

災害時の緊急輸送を円滑に行うため、東九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道220号等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。

④（備蓄物資の供給体制等の強化）

市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

⑤（医療用資機材・医薬品等の備蓄）

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の医療救護用として、備蓄を行う必要がある。

⑥（応急給水体制の整備）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の地震等緊急時対応の手引きに基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

⑦（防災拠点の整備）〔再掲1-3-⑥〕

防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに

に、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

2-2多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

①（孤立集落対策の推進）

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

②（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

③（防災情報の提供）〔再掲 1-4-②〕

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、市ホームページ等による住民への広報に努めていく必要がある。

また、洪水による災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、防災マップなどを住民に周知する等、ソフト対策を推進する必要がある。

2-3自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

①（消防の体制等強化）

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図り、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。

②（情報通信機能の耐災害性の強化）

情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

③（防災拠点の整備）〔再掲1-3-⑥〕

防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

2-4医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

①（医療救護活動の体制整備）

医療機関においては、大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となるため、市医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

②（ドクターヘリの運航体制の強化）

救急医療体制を充実・強化するため、災害時の緊急対応においても安定した運用ができるよう、県が運航するドクターヘリについて、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。

③（災害時における道路等の整備）〔再掲1-3-④〕

災害時の緊急輸送を円滑に行うため、東九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道220号等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。

④（防災拠点の整備）〔再掲1-3-⑥〕

防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

2-5被災地における疫病・感染症等の大規模発生

①（感染症の発生・まん延防止）

浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保に努める必要がある。

②（下水道施設の耐震化、下水道BCPの作成）

大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

2-6劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

①（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）

避難所生活での感染症の流行や静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

②（災害時保健活動及びDHEAT受援体制の整備）

被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1市内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①（公共施設等の耐震化）〔再掲1-1-②〕

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

②（電力供給遮断時の電力確保）

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な夜間の照明、携帯電話などの通信機器等のための電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入が必要である。

③（BCPの見直し等）

業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を図る必要がある。

④（市WAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等）

市役所WAN及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

①（情報通信機能の耐災害性の強化等）

電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

①（情報伝達手段の多様化等）

全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進める必要がある。

②（道路情報の発信）

災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生するおそれがあるため、通行規制情報や緊急情報を関係機関に伝える。

③（市の人員確保・体制整備）

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供に必要な人員・体制を整備する必要がある。

④（災害発生時の情報発信）

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

⑤（住民への災害情報提供）

住民への災害情報提供にあたり、市と町内会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る必要がある。

また、市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供をできるだけ迅速に行う必要がある。

⑥（防災拠点の整備）〔再掲1-3-⑥〕

防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下

①（物資輸送ルートの確保）〔再掲2-1-②〕

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

②（企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等）

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について、本市の企業の取組を促すため、支援情報を周知する必要がある。

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

①（危険物施設の安全対策等の強化）

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、緊急時における応急措置等の優先順位を定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）

危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

5-3 物流機能等の大幅な低下

①（物資輸送ルートの確保）〔再掲2-1-②〕

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるた

め、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

②(災害時における道路等の整備) [再掲1-3-④]

災害時の緊急輸送を円滑に行うため、東九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道220号等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。

5-4食料等の安定供給の停滞

①(備蓄物資の供給体制等の強化) [再掲2-1-④]

市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

②(緊急物資の輸送体制の構築)

大規模自然災害等の発生した場合に緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

③(防災拠点の整備) [再掲1-3-⑥]

防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

5-5異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

①(水道施設の耐震化) [再掲2-1-①]

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留るとともに、早期に復旧させる。

6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能の停止

①（電力供給遮断時の電力確保）〔再掲3-1-②〕

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な夜間の照明、携帯電話などの通信機器等のための電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入が必要である。

②（再生可能エネルギー等の導入促進）

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する施策の検討が必要である。

③（水道施設の耐震化）〔再掲2-1-①〕

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

④（下水道施設の耐震化、下水道BCPの作成）〔再掲2-5-②〕

大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

⑤（農業集落排水施設等の老朽化対策の推進）

大規模地震等が発生した場合、農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める必要がある。

⑥浄化槽台帳システムの整備等

大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがある。

このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る必要がある。

⑦（し尿処理施設の防災対策の強化）

大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定されるため、県及び県内市町村間の災害時相互支援協定を締結しているところであるが、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制のさらなる強化等に努める必要がある。

⑧（家畜し尿処理施設の防災対策の強化）

大規模地震等が発生した場合、家畜し尿処理施設及び設備の被災により施設等が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定されるため、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制のさらなる強化等に努める必要がある。

6-2交通インフラの長期間にわたる機能停止

①（災害時における道路等の整備）〔再掲1-3-④〕

災害時の緊急輸送を円滑に行うため、東九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道220号等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。

②（道路啓開等の取組）〔再掲1-3-⑤〕

大規模地震等が発生した場合、電柱や家屋等の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図る。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない**7-1地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生**

①（消火・救助活動能力の強化）

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、消防力（施設・消防水利）の強化を図る必要がある。

②（公共空間におけるオープンスペースの確保）〔再掲1-2-②〕

大規模地震等が発生した場合、住宅密集地において大規模火災が発生し多数の死傷者が発生するなどの被害が想定されるため、災害時の延焼遮断帯や避難路、避難場所の役割を担う道路・公園等のオープンスペースを確保し、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

③（遺体の收容、処理、埋葬）〔再掲1-5-⑨〕

大規模な災害が発生した場合、多数の死者が発生することが予想されることから、遺体の処理等を適切に行う必要がある。

7-2海上・臨海部の広域複合災害の発生

①（危険物施設の安全対策等の強化）〔再掲5-2-①〕

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、緊急時における応急措置等の優先順位を定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲5-2-②〕

危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

7-3沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

①（沿道建物の耐震化）〔再掲1-1-④〕

大規模地震が発生した場合、沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

7-4ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次被害の発生

①（ダム・ため池の補強対策等の促進）

ダム・ため池の損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、下流域の住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあることから、各施設の機能の保持のため、中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画に基づき、より効果的・効率的なダムの維持管理及び設備の更新を行う必要がある。

また、高隈ダム及び各ため池は築造後50年以上が経過し、老朽化も見られており、大規模地震が発生した場合、堤体の決壊等により下流域に洪水の被害が及ぶことが想定されるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、災害が起きた場合に備えて避難路等を示したハザードマップの作成を行うなど、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

7-5有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃

①（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲5-2-②〕

危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

②（有害物質の流出対策等の推進）

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による人体及び環境への悪影響を防止するため、国等と連携して対応する必要がある。

7-6農地・森林等の被害による市域の荒廃

①（農地浸食防止対策の推進）

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の侵食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定されるため、災害を未然に防止するための農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。

②（適切な森林整備）

適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがあるため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

③（治山事業の促進）〔再掲1-5-③〕

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

④（鳥獣被害防止対策の推進）

鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において、「寄せ付けない」「侵入を防止する」「個体数を減らす」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。

7-7戦時中に掘られた防空壕の崩落等による災害の発生

①（防空壕等対策事業の促進）

戦時中に多量掘られた防空壕は地下水、雨水の流入、風化等により崩壊、崩落の恐れがある。崩落等が生じた場合、上部にある公共施設、住宅地が被害を受ける場合が想定されるため、崩落等を未然に防ぐための防災処理等を行う必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する**8-1大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態**

①（災害廃棄物処理計画の推進）

建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を継続的に見直し、処理の実効性向上に努める必要がある。

②（ストックヤードの確保）

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定され、早急な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。

③（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上）

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係事業者等と連携し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。

8-2復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

①（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成）

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。

また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

8-3広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

①（地籍調査の推進）

災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等のさらなる推進を図る必要がある。

②（液状化危険度の高い地域への住民周知等）

大規模地震が発生した場合、液状化現象が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、液状化危険度の高い地域に住む住民へ、県の被害予測調査により指定された液状化危険度の想定を基に、液状化危険度分布図等の周知を図る必要がある。

8-4貴重な文化財や環境的資源の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

①（コミュニティ力強化の支援）

災害が起きた時の市民の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。本市においては、町内会や地域コミュニティ協議会の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりや、セーフコミュニティの推進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる必要がある。

②（文化財の保護管理）

文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立助言を行い、文化財保管施設の耐震化や、防災設備等を促進する必要がある。

8-5事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

①（応急仮設住宅建設候補地リスト作成）

応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう定期的な情報更新を行う必要がある。

②（災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定）

災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。

③（災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定）

災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。

④（災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定）

災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。

8-6風評被害、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

①（かのや市商工会・鹿屋商工会議所と市が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定）

かのや市商工会・鹿屋商工会議所と市が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定を促進すること等により、業務継続体制とその取組を強化する必要がある。

②（道路情報の発信）〔再掲4-2-②〕

災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生するおそれがあるため、通行規制情報や緊急情報を関係機関に伝える。

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの推進方針】

1 直接死を最大限防ぐ

1-1住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

① (住宅・建築物等の耐震化、アスベスト対策)

- ・ 住宅・建築物の倒壊などによる、多数の人的被害の発生を抑えるため、住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する。
- ・ 大規模地震時に滑動崩落の可能性がある大規模盛土造成地の調査等を実施し、住民の意識向上や滑動崩落の予防を図る。
- ・ 民間建築物における吹付アスベスト使用実態を把握し、アスベスト飛散防止を図る。

【主な取組】

- ◇ 住宅・建築物安全ストック形成事業の推進(建築物情報のデジタル化、GISデータ作成・アスベスト対策データベース作成)
- ◇ 住宅の耐震診断、耐震改修に対する助成等
- ◇ ブロック塀等安全対策事業の促進
- ◇ 鹿屋市営住宅長寿命化計画の推進
- ◇ 公営住宅等整備事業の推進
- ◇ 住宅市街地総合整備事業の推進
- ◇ 市街地再開発事業の推進
- ◇ 公営住宅等ストック総合改善事業の推進
- ◇ 空家再生等推進事業の推進

② (公共施設等の耐震化)

- ・ 公共施設等の被災による、避難や救助活動等への障害が発生することを防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。

【主な取組】

- ◇ 公共施設の耐震化
- ◇ 学校のブロック塀の撤去又は改修及び校舎の防災機能強化等

③ (多数の者が利用する建築物の耐震化)

- ・ 不特定多数の者が利用する建築物の倒壊による多数の人的被害の発生を抑えるため、不特定多数の者が利用する建築物について耐震化を促進する。

【主な取組】

- ◇ 建築物耐震改修促進計画の推進
- ◇ 認可保育所等の耐震補強又は改築に要する費用の一部補助

④（沿道建物の耐震化）

- ・ 沿道建築物の複合的倒壊による避難や応急対応への障害が発生することを防ぐため、沿道建築物の耐震化を促進する。

【主な取組】

- ◇ 建築物耐震改修促進計画の推進
- ◇ 交通施設の耐震対策

1-2密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

①（防火対策の推進）

- ・ 住宅密集地や不特定多数が集まる施設の火災による、物的・人的被害を抑えるため、出火防止対策及び建物関係者や住民の防火意識の向上を図る。

【主な取組】

- ◇ 建物の防火安全性の向上
- ◇ 住宅防火対策の推進
- ◇ 関係団体との連携
- ◇ 防火意識の向上

②（公共空間におけるオープンスペースの確保）

- ・ 住宅密集地の大規模火災による、多数の死傷者の発生を抑えるため、道路や公園等のオープンスペースを確保し、災害に強いまちづくりを推進する。

【主な取組】

- ◇ 幹線道路の整備促進
- ◇ 狭あいな生活道路の改善
- ◇ 防災機能を有する都市公園等の確保

1-3広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

①（避難場所等の確保、避難所の耐震化等）

- ・ 大規模津波等の発生時に、避難行動に遅れが生じることによる多数の死傷者の発生を抑えるため、津波防災地域づくり、避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、住民への適切な災害情報の提供を推進する。
- ・ 関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める。

【主な取組】

- ◇ 防災マップの作成・配付
- ◇ 防災会議の実施
- ◇ 公共施設の耐震化

◇ 防災機能を有する都市公園等の確保

②（水門等の効果的な管理運用）

- ・ 大規模津波等の発生時に、水門が閉鎖されていないことによる、大規模な浸水被害等の発生を抑えるため、国等との連携を図りながら、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する。

【主な取組】

◇ 国等との連携

③（津波避難計画等の住民周知等）

- ・ 大規模津波等の発生時に、建築物の損壊・浸水による、住民等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、津波浸水想定周知や防災マップの配布など、津波避難対策等の住民周知を図る。

【主な取組】

◇ 防災マップの作成・配付

◇ 町内会長等を対象とした地区別防災研修会や出前講座の実施

④（災害時における道路等の整備）

- ・ 災害時の緊急輸送を確保するため、東九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道220号等の緊急輸送道路の整備を促進する。

【主な取組】

◇ 緊急輸送道路等の整備促進

⑤（道路啓開等の取組）

- ・ 電柱や家屋等の倒壊に伴い道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図る。

【主な取組】

◇ 関係機関との連携

⑥（防災拠点の整備）

- ・ 防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

【主な取組】

◇ 防災拠点施設の整備

1-4突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

①（治水対策の推進）

- ・ 大規模洪水による甚大な浸水被害の発生を防ぐため、地元からの要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や浸水対策の整備推進を図る。

【主な取組】

- ◇ 準用河川・総合雨水排水路の整備推進

②（防災情報の提供）

- ・ 異常気象等による豪雨の発生時に、浸水による住民等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、防災行政無線や市ホームページ等による住民への広報を図るとともに、防災マップの配布などによるソフト対策を推進する。

【主な取組】

- ◇ 防災マップの作成・配付
- ◇ 町内会長等を対象とした地区別防災研修会や出前講座の実施
- ◇ 市ホームページ等による防災情報の発信

1-5大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

①（土砂災害対策の推進）

- ・ 大規模な土砂災害の発生リスクを抑えるため、市内の急傾斜地等における整備率は低い状況であることを踏まえ、県等と連携して人命を守るための急傾斜地崩壊対策等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

【主な取組】

- ◇ 急傾斜地崩壊対策事業の推進
- ◇ 砂防施設整備事業の推進

②（がけ地等に近接する危険住宅の移転促進）

- ・ がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する。

【主な取組】

- ◇ がけ地近接等危険住宅移転促進事業の促進

③（治山事業の促進）

- ・ 林地の崩壊など山地災害の発生を防ぐため、山地災害のおそれのある山地災害危険地区について治山施設の必要性の検討や、根系等の発達を促すための間伐など森林の整備を促進する。

【主な取組】

◇ 治山施設の必要性の検討及び間伐の実施

④（警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知）

- ・ 土砂災害に対する安全度の向上を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備を推進するとともに、防災行政無線や市ホームページなどにより住民への周知を図る。

【主な取組】

- ◇ 自主防災組織に対し、資機材整備の補助や防災活動経費への助成
- ◇ 町内会長等を対象とした地区別防災研修会や出前講座の実施
- ◇ 防災マップの作成・配付

⑤（防災拠点の整備）〔再掲1-3-⑥〕

- ・ 防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

【主な取組】

- ◇ 防災拠点施設の整備

⑥（桜島大規模噴火時の大量軽石火山灰対策の推進）

- ・ 桜島大規模噴火時に、市街地側にも大量の軽石火山灰の降下があるおそれに備え、予防時、応急対策時及び復旧時における対策を講ずる。
- ・ 火山灰が山地に堆積し、少ない雨で土石流や洪水が多発することを防ぐため、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

- ◇ 地域防災計画火山災害対策編の見直し・強化
- ◇ 火山災害時の対応マニュアルの作成
- ◇ 国・県への要望書の提出

⑦（噴火警戒レベルの運用等の避難体制強化）

- ・ 桜島の火山災害対策については、噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作成・配付などに加え、さらなる避難体制強化を推進する。

【主な取組】

- ◇ 地域防災計画火山災害対策編の見直し・強化
- ◇ 火山災害時の対応マニュアルの作成
- ◇ 国・県への要望書の提出

⑧（地域防災力の向上と人材育成）

- ・ 自助と共助を高めて地域防災力を向上させるため、防災リーダー等の人材育成を推進する。

【主な取組】

◇ 自主防災組織による防災活動の取組促進や、地区別防災研修会の開催

⑨（遺体の収容、処理、埋葬）

- ・ 大規模な災害が発生した場合、多数の死者が発生することが予想されることから、遺体の処理等を適切に行う。

【主な取組】

◇ 検視等の遺体処理を行う場所及び遺体収容所の事前の選定

◇ 大隅肝属広域事務組合と連携した身元の判明しない遺体等の埋葬

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

①（水道施設の耐震化）

- ・ 水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。

【主な取組】

◇ 水道管路の耐震化の推進

◇ 水道施設の耐震化の推進

②（物資輸送ルートの確保）

- ・ 主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進する。
- ・ 既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

【主な取組】

◇ 橋りょう及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施

③（災害時における道路等の整備）〔再掲1-3-④〕

- ・ 災害時の緊急輸送を確保するため、東九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道220号等の緊急輸送道路の整備を促進する。

【主な取組】

◇ 緊急輸送道路等の整備促進

④（備蓄物資の供給体制等の強化）

- ・ 市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

【主な取組】

- ◇ 協定締結事業所との情報伝達訓練の実施
- ◇ 災害時における食糧等物資の供給協力協定の必要に応じた見直し

⑤（医療用資機材・医薬品等の備蓄）

- ・ 大規模災害発生初動期における、医療救護用の医療用資機材・医薬品等の確保を図るため、医療用資機材等の備蓄を行う。

【主な取組】

- ◇ 医療救助活動時の必要医療用資機材等の調査検討
- ◇ 医療用資機材の備蓄

⑥（応急給水体制の整備）

- ・ 水道施設の被災時に、水の供給に支障を来すことのないよう、被災した水道施設の迅速な把握を行うとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る。

【主な取組】

- ◇ 応急送水体制の訓練実施
- ◇ 日本水道協会主催の合同訓練への参加

⑦（防災拠点の整備）〔再掲1-3-⑥〕

- ・ 防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

【主な取組】

- ◇ 防災拠点施設の整備

2-2多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

①（孤立集落対策の推進）

- ・ 道路の寸断による孤立集落の発生を防ぐため、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する。

【主な取組】

- ◇ 農道橋の点検・診断の促進
- ◇ 橋りょう及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施

②（物資輸送ルートの確保）〔再掲2-1-②〕

- ・ 主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進する。
- ・ 既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

【主な取組】

◇ 橋りょう及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施

③（防災情報の提供）〔再掲1-4-②〕

- ・ 異常気象等による豪雨の発生時に、浸水による住民等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、防災行政無線や市ホームページ等による住民への広報を図るとともに、防災マップの配布などによるソフト対策を推進する。

【主な取組】

◇ 防災マップの作成・配付

◇ 町内会長等を対象とした地区別防災研修会や出前講座の実施

◇ 市ホームページ等による防災情報の発信

2-3自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

①（消防の体制等強化）

- ・ 火災、救助、救急事案が同時に多発した時に、消防力が劣勢になることを防ぐため、活動人員を確保するなど消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する。

【主な取組】

◇ 消防団員の充実・強化

◇ 大隅肝属地区消防組合との連携及び消防組合における資機材の充実・強化

②（情報通信機能の耐災害性の強化）

- ・ 情報通信機能の耐災害性の強化・高度化を推進する。

【主な取組】

◇ 移動無線系設備や衛星携帯電話等、多種多様な通信手段の整備

③（防災拠点の整備）〔再掲1-3-⑥〕

- ・ 防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

【主な取組】

◇ 防災拠点施設の整備

2-4医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

①（医療救護活動の体制整備）

- ・ 医療機関における医療従事者の確保を図るため、市医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める。

【主な取組】

- ◇ 鹿屋市医師会及び医療機関との連携強化

②（ドクターヘリの運航体制の強化）

- ・ 救急医療体制を充実・強化するため、県が運航するドクターヘリについて、安定的に運航を行うことができるよう災害時の対応など、関係機関との連携を強化する。

【主な取組】

- ◇ 必要に応じた運航等に関する要望活動

③（災害時における道路等の整備）〔再掲1-3-④〕

- ・ 災害時の緊急輸送を確保するため、東九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道220号等の緊急輸送道路の整備を促進する。

【主な取組】

- ◇ 緊急輸送道路等の整備促進

④（防災拠点の整備）〔再掲1-3-⑥〕

- ・ 防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

【主な取組】

- ◇ 防災拠点施設の整備

2-5被災地における疫病・感染症等の大規模発生

①（感染症の発生・まん延防止）

- ・ 浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を図る。

【主な取組】

- ◇ 消毒及び害虫駆除の実施
- ◇ 関係機関及び関係団体との連携

②（下水道施設の耐震化、下水道BCPの作成）

- ・ 下水道施設の被災に備え、下水道施設の耐震化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する。

【主な取組】

- ◇ 下水道総合地震対策事業の推進
- ◇ 下水道BCPの継続的な見直しや災害訓練の充実

2-6劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

①（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）

- ・ 避難所生活での感染症の流行や静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。

【主な取組】

- ◇ 継続した避難者の健康状態のチェックと、手洗い、うがい、マスク着用の推奨
- ◇ エコノミークラス症候群対策の周知及び予防運動の先導
- ◇ 心の健康状態を把握し、要援護者への早期介入と継続的な介入

②（災害時保健活動及びDHEAT受援体制の整備）

- ・ 発災直後からメンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する。

【主な取組】

- ◇ 災害時保健活動に係る初動体制マニュアル等の整備

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1市内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①（公共施設等の耐震化）〔再掲1-1-②〕

- ・ 公共施設等の被災による、避難や救助活動等への障害が発生することを防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。

【主な取組】

- ◇ 公共施設の耐震化
- ◇ 学校のブロック塀の撤去又は改修及び校舎の防災機能強化等

②（電力供給遮断時の電力確保）

- ・ 電力供給遮断等の非常時のために、非常用発電機やその燃料を確保するとともに、太陽光発電システムの導入を推進する。

【主な取組】

- ◇ 非常用発電設備・電源設備の維持管理
- ◇ 備品等（太陽光発電システムやカセットボンベ式非常用発電機など）の活用による電力確保
- ◇ 連続運転時間及び機能の拡大に向けた検討
- ◇ 公共施設への太陽光発電システムの導入推進

③（BCPの見直し等）

- ・ 業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を図る。

【主な取組】

- ◇ 業務継続計画に基づく訓練の実施
- ◇ 業務継続計画の継続的な見直し
- ◇ 災害訓練時におけるBCP実効性の確認

④（市WAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等）

- ・ 市役所WAN及び基幹系ネットワークにおける、障害や災害等による業務停止を防止するため、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する。

【主な取組】

- ◇ 機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等の実施
- ◇ 市役所WANネットワークの再整備

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

①（情報通信機能の耐災害性の強化等）

- ・ 情報通信の麻痺・長期停止時にも、防災情報等を市民へ情報伝達するため、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。

【主な取組】

- ◇ 非常用発電設備・電源設備の維持管理
- ◇ 備品等（太陽光発電システムやカセットボンベ式非常用発電機など）の活用による電力確保
- ◇ 連続運転時間及び機能の拡大に向けた検討

- ◇ 衛星携帯電話及びIP無線機の配備・運用
- ◇ 市ホームページの文字情報ベースの災害モードへの切り替え

4-2災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

①（情報伝達手段の多様化等）

- ・ 全国瞬時警報システム（Jアラート）や防災行政無線など、情報伝達手段の多様化・確実化をさらに進める。

【主な取組】

- ◇ SNSの活用など、新たな情報伝達手段の導入検討

②（道路情報の発信）

- ・ 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で発生する人的被害を防ぐため、関係機関との連携を図る。

【主な取組】

- ◇ 関係機関との連携

③（市の人員確保・体制整備）

- ・ 情報収集・提供手段の整備の進展に伴い、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、必要な人員確保・体制整備を行う。

【主な取組】

- ◇ 各種タイムラインの継続的な見直し
- ◇ 非常配備体制の整備

④（災害発生時の情報発信）

- ・ 災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じた発信すべき情報、情報発信経路のシミュレーションなどの訓練を繰り返し行う。

【主な取組】

- ◇ 災害対策本部設置訓練等における情報伝達訓練の実施

⑤（住民への災害情報提供）

- ・ 住民への災害情報提供にあたり、市と町内会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る。
- ・ 市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供を迅速に行う。

【主な取組】

- ◇ 防災行政無線、ホームページ等の運用
- ◇ 災害情報の共有

◇ 観光施設への情報伝達訓練の実施

⑥ (防災拠点の整備) [再掲1-3-⑥]

- ・ 防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

【主な取組】

◇ 防災拠点施設の整備

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下

① (物資輸送ルートの確保) [再掲2-1-②]

- ・ 主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進する。
- ・ 既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

【主な取組】

◇ 橋りょう及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施

② (企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等)

- ・ 本市の企業へ事業継続計画 (BCP) の策定や、事業継続マネジメント (BCM) の構築に向けた取組への支援情報の周知・広報を促す。

【主な取組】

◇ 中小企業におけるBCP策定支援情報等の周知・広報

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

① (危険物施設の安全対策等の強化)

- ・ 危険物施設における、大量の危険性物質の流出を防ぐため、緊急時における応急措置の見直しなど、地震、津波対策の強化を図る。

【主な取組】

◇ 大隅肝属地区消防組合との連携及び消防組合における資機材の充実・強化

② (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)

- ・ 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備えるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。

【主な取組】

- ◇ 特定事業所の自衛防災組織及び関係機関との連携を図った消防訓練の実施
- ◇ 消防車両の整備など消防資機材等の充実強化
- ◇ 大隅肝属地区消防組合との連携及び消防組合における資機材の充実・強化

5-3物流機能等の大幅な低下

①（物資輸送ルート確保）〔再掲2-1-②〕

- ・ 主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進する。
- ・ 既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

【主な取組】

- ◇ 橋りょう及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施

②（災害時における道路等の整備）〔再掲1-3-④〕

- ・ 災害時の緊急輸送を確保するため、東九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道220号等の緊急輸送道路の整備を促進する。

【主な取組】

- ◇ 緊急輸送道路等の整備促進

5-4食料等の安定供給の停滞

①（備蓄物資の供給体制等の強化）〔再掲2-1-④〕

- ・ 市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

【主な取組】

- ◇ 協定締結事業所との情報伝達訓練の実施
- ◇ 災害時における食糧等物資の供給協力協定の必要に応じた見直し

②（緊急物資の輸送体制の構築）

- ・ 緊急時の食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備促進を図るとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。

【主な取組】

- ◇ 各種団体との協定や連携の強化
- ◇ 緊急物資輸送・集結拠点管理運営マニュアルの作成

③（防災拠点の整備）〔再掲1-3-⑥〕

- ・ 防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

【主な取組】

- ◇ 防災拠点施設の整備

5-5異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

①（水道施設の耐震化）〔再掲2-1-①〕

- ・ 水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。

【主な取組】

- ◇ 水道管路の耐震化の推進
- ◇ 水道施設の耐震化の推進

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留るとともに、早期に復旧させる。

6-1ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能の停止

①（電力供給遮断時の電力確保）〔再掲3-1-②〕

- ・ 電力供給遮断等の非常時のために、非常用発電機やその燃料を確保するとともに、太陽光発電システムの導入を推進する。

【主な取組】

- ◇ 非常用発電設備・電源設備の維持管理
- ◇ 備品等（太陽光発電システムやカセットボンベ式非常用発電機など）の活用による電力確保
- ◇ 連続運転時間及び機能の拡大に向けた検討
- ◇ 公共施設への太陽光発電システムの導入推進

②（再生可能エネルギー等の導入促進）

- ・ 長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する。

【主な取組】

- ◇ 太陽光発電システムや蓄電池の普及啓発

③（水道施設の耐震化）〔再掲2-1-①〕

- ・ 水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。

【主な取組】

- ◇ 水道管路の耐震化の推進
- ◇ 水道施設の耐震化の推進

④（下水道施設の耐震化、下水道BCPの作成）〔再掲2-5-②〕

- ・ 下水道施設の被災に備え、下水道施設の耐震化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する。

【主な取組】

- ◇ 下水道総合地震対策事業の推進
- ◇ 下水道BCPの継続的な見直しや災害訓練の充実

⑤（農業集落排水施設等の老朽化対策の推進）

- ・ 大規模地震等が発生した場合、農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める。

【主な取組】

- ◇ 下水道BCPの継続的な見直しや災害訓練の充実

⑥浄化槽台帳システムの整備等

- ・ 大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがある。

このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る。

【主な取組】

- ◇ 県の浄化槽に関する台帳と連携した、市の管理に必要な台帳を作成、保管

⑦（し尿処理施設の防災対策の強化）

- ・ し尿処理施設の被災に伴い、し尿処理に支障を来すことのないよう、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制のさらなる強化等を進める。

【主な取組】

- ◇ 災害等でし尿処理施設が破損した場合の相互支援

⑧（家畜し尿処理施設の防災対策の強化）

- ・ 家畜し尿処理施設及び設備の被災に伴い、し尿処理に支障を来すことのないよう、災害時における施設等の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制のさらなる強化等を進める。

【主な取組】

- ◇ 停電及び災害等により被災した場合に備え、緊急受入、緊急復旧に係る体制の構築（発電機・電力会社との復旧優先順位の整理）

6-2交通インフラの長期間にわたる機能停止

①（災害時における道路等の整備）〔再掲1-3-④〕

- ・ 災害時の緊急輸送を確保するため、東九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道220号等の緊急輸送道路の整備を促進する。

【主な取組】

- ◇ 緊急輸送道路等の整備促進

②（道路啓開等の取組）〔再掲1-3-⑤〕

- ・ 電柱や家屋等の倒壊に伴い道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図る。

【主な取組】

- ◇ 関係機関との連携

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

①（消火・救助活動能力の強化）

- ・ 火災、救助、救急事案が同時に多発する時に、消防力が劣勢になることを防ぐため、消防力（施設・消防水利）の強化を図る。

【主な取組】

- ◇ 消防団の施設、装備資機材等の充実強化
- ◇ 消防水利の充実強化
- ◇ 大隅肝属地区消防組合との連携及び消防組合における資機材の充実・強化

②（公共空間におけるオープンスペースの確保）〔再掲1-2-②〕

- ・ 住宅密集地の大規模火災による、多数の死傷者の発生を抑えるため、道路や公園等のオープンスペースを確保し、災害に強いまちづくりを推進する。

【主な取組】

- ◇ 幹線道路の整備促進
- ◇ 狭あいな生活道路の改善
- ◇ 防災機能を有する都市公園等確保

③（遺体の収容、処理、埋葬）〔再掲1-5-⑨〕

- ・ 大規模な災害が発生した場合、多数の死者が発生することが予想されることから、遺体の処理等を適切に行う。
- ◇ 検視等の遺体処理を行う場所及び遺体収容所の事前の選定
- ◇ 大隅肝属広域事務組合と連携した身元の判明しない遺体等の埋葬

7-2海上・臨海部の広域複合災害の発生

①（危険物施設の安全対策等の強化）〔再掲5-2-①〕

- ・ 危険物施設における、大量の危険性物質の流出を防ぐため、緊急時における応急措置の見直しなど、地震、津波対策の強化を図る。

【主な取組】

- ◇ 大隅肝属地区消防組合との連携及び消防組合における資機材の充実・強化

②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲5-2-②〕

- ・ 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備えるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。

【主な取組】

- ◇ 特定事業所の自衛防災組織及び関係機関との連携を図った消防訓練の実施
- ◇ 消防車両の整備など消防資機材等の充実強化
- ◇ 大隅肝属地区消防組合との連携及び消防組合における資機材の充実・強化

7-3沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

①（沿道建物の耐震化）〔再掲1-1-④〕

- ・ 沿道建築物の複合的倒壊による避難や応急対応への障害が発生することを防ぐため、沿道建築物の耐震化を促進する。

【主な取組】

- ◇ 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化の促進
- ◇ 交通施設の耐震対策

7-4ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次被害の発生

①（ダム・ため池の補強対策等の促進）

- ・ ダム及びため池の機能保持のため、効果的・効率的なダムの維持管理及び設備の更新を推進する。

- ・ 高隈ダム及びため池における、堤体の決壊等に伴う下流域への洪水被害を抑えるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、避難路等を示したハザードマップの作成を行うなど、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

【主な取組】

- ◇ ダム及びため池の点検や関連施設の老朽化対策の推進

7-5有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃

①（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化） [再掲5-2-②]

- ・ 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備えるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。

【主な取組】

- ◇ 特定事業所の自衛防災組織及び関係機関との連携を図った消防訓練の実施
- ◇ 消防車輛の整備など消防資機材等の充実強化
- ◇ 大隅肝属地区消防組合との連携及び消防組合における資機材の充実・強化

②（有害物質の流出対策等の推進）

- ・ 大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による人体及び環境への悪影響を防止するため、国等と連携して対応する。

【主な取組】

- ◇ マニュアルの作成
- ◇ 有害物質の分析

7-6農地・森林等の被害による市域の荒廃

①（農地浸食防止対策の推進）

- ・ 豪雨による農地の侵食や下流人家等への土砂流入等の被害を抑えるため、災害を未然に防止するための農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

【主な取組】

- ◇ 豪雨に対する農業用排水施設整備の推進

②（適切な森林整備）

- ・ 大規模な森林被害を防ぐため、市有林及び私有林の適切な森林整備を推進する。

【主な取組】

- ◇ 市有林の主伐、再造林、間伐及び下刈りの実施

◇ 私有林の再造林、間伐及び下刈りへの支援

③（治山事業の促進）〔再掲1-5-③〕

- ・ 林地の崩壊など山地災害の発生を防ぐため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について治山施設の必要性の検討や、根系等の発達を促すための間伐など森林の整備を促進する。

【主な取組】

◇ 治山施設の必要性の検討及び間伐の実施

④（鳥獣被害防止対策の推進）

- ・ 鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や、捕獲による個体数の調整など、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。

【主な取組】

◇ 鳥獣被害防止に関する研修会等の実施

◇ 電気柵などの侵入防止柵の推進

◇ 猟友会等の捕獲活動支援や捕獲従事者の確保

7-7戦時中に掘られた防空壕の崩落等による災害の発生

①（防空壕等対策事業の促進）

- ・ 陥没等が顕著で、公共施設、建築物等に対する危険度が増し、放置し難い状況となっている防空壕の防災処理を行う。

【主な取組】

◇ 地下壕の防災処理

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

①（災害廃棄物処理計画の推進）

- ・ 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を継続的に見直し、処理の実効性向上に努める。

【主な取組】

◇ 災害廃棄物処理計画の策定

②（ストックヤードの確保）

- ・ 建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。

【主な取組】

- ◇ 災害廃棄物処理計画に基づく仮置場候補地の継続的な見直し

③（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性の向上）

- ・ 建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、関係事業者と連携し、協力体制の実効性向上に取り組む。

【主な取組】

- ◇ 関係事業者等との協力体制の実効性向上

8-2復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

①（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成）

- ・ 道路啓開等の担い手不足を解消するため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

【主な取組】

- ◇ 建設工事における週休2日試行工事の実施

8-3広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

①（地籍調査の推進）

- ・ 円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査等のさらなる推進を図る。

【主な取組】

- ◇ 地籍調査の推進

②（液状化危険度の高い地域への住民周知等）

- ・ 液状化現象が発生するおそれがある区域における警戒避難体制の整備等を図るため、液状化危険度の高い地域に住む住民へ、液状化危険度分布図等の作成・周知を図る。

【主な取組】

- ◇ 液状化危険度分布図等のホームページ等による周知

8-4 貴重な文化財や環境的資源の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

①（コミュニティ力強化の支援）

- ・ 災害時の市民の対応力を向上するため、町内会や地域コミュニティ協議会の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりやセーフコミュニティの推進等、コミュニティを強化するための支援等の取組の充実を図る。

【主な取組】

- ◇ 自主防災組織による防災活動の取組促進や、地区別防災研修会の開催
- ◇ セーフコミュニティの推進

②（文化財の保護管理）

- ・ 文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立助言を行い、文化財保管施設の耐震化や、防災設備等を促進する。

【主な取組】

- ◇ 文化財防火デーに合わせた、防災設備の点検や耐震化に伴う助言の実施

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

①（応急仮設住宅建設候補地リスト作成）

- ・ 応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう定期的な情報更新を行う。

【主な取組】

- ◇ 応急仮設住宅候補地の断続的な見直し

②（災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定）

- ・ 災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。

【主な取組】

- ◇ 関係団体との連携

③（災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定）

- ・ 災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。

【主な取組】

◇ 関係団体との連携

④（災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定）

- ・ 災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。

【主な取組】

◇ 関係団体との連携

8-6風評被害、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

①（かのや市商工会・鹿屋商工会議所と市が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定）

- ・ かのや市商工会・鹿屋商工会議所と市が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定を促進すること等により、業務継続体制とその取組を強化する。

【主な取組】

◇ 事業継続力強化支援計画の認定

②（道路情報の発信）〔再掲4-2-②〕

- ・ 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で発生する人的被害を防ぐため、関係機関との連携を図る。

【主な取組】

◇ 関係機関との連携

【指標】

No.	指標名	現 状	目 標	リスク シナリオ
1	住宅の耐震化率	74.8%	概ね解消	1-1
2	防災マップの作成・配付	作成済	更新	1-3 1-4 1-5 2-2
3	防災会議の開催	年度1回	年度1回以上	1-3
4	東九州自動車道路整備率 (県内)	94%	100%	1-3 2-1 2-4 5-3 6-2
5	冠水箇所	35箇所	21箇所(R5)	1-4
6	防災出前講座等の実施	19回	50回	1-4 1-5 2-2
7	急傾斜地整備箇所	31.3%	33.8%	1-5
8	砂防施設整備箇所	23.2%	24.4%	1-5
9	水道基幹管路耐震化の進捗率(耐震適合率)	60.7%	63.5%	2-1 5-5 6-1
10	水道施設配水池耐震化の進捗率(耐震化率)	55.2%	56.7%	2-1 5-5 6-1
11	橋りょう修繕(判定「Ⅲ」)の進捗率	30%	95%	2-1 2-2 5-1 5-3

※ 原則、現状値は平成30年度(2018年度)、目標値は令和7年度(2025年度)。

それ以外の年度の場合は()にて表記。

No.	指標名	現 状	目 標	リスク シナリオ
12	災害時応援協定等の締結数	39 件	45 件	2-1 5-4
13	消防団員の充足率	92.32%	100%	2-3
14	通信回線の複線化	3 種類	4 種類	2-3
15	下水道施設耐震化の進捗率	66.28%	66.32%	2-5 6-1
16	基幹システムクラウド化	100%	100%	3-1
17	自主防災組織のカバー率	100%	100%	4-2 8-4
18	農業集落排水施設等の老朽化に対する機能診断	100%	100%	6-1
19	市有林の主伐・植栽(再造林)	2.99ha	6.00ha	7-6
20	私有林の再造林、間伐及び下刈り	121ha	180ha	7-6
21	鳥獣による農作物被害	8,607 千円	3,441 千円	7-6
22	災害廃棄物処理計画策定	未策定	策定済	8-1
23	地籍調査進捗率	72.18%	81.28%	8-3

※原則、現状値は平成30年度（2018年度）、目標値は令和7年度（2025年度）。それ以外の年度の場合は（）にて表記。